

經濟部令第 號

茲ニ爲香管理法施行規則ヲ左ノ通制定ス

慶應丁一年五月一日

經濟部大臣 阮 振 鑑

爲香管理法施行規則目次

第一章 定義

第二章 外國爲替、信用狀、送金、金等ニ關スル規定

第三章 證券ニ關スル規定

第四章 外貨債權債務、輸外債權債務、信用供與ニ關スル規定

第五章 在外財產ニ關スル規定

第六章 貨物ノ輸出又ハ輸入ニ關スル規定

第七章 外國爲替銀行ニ關スル規定

第八章 特別命令、檢査其ノ他ニ關スル規定

西ハ公亦ハシヒリニヨロ此ノ事ニ  
御観  
誠ニ主計ニ付テ無シムハニモ此ニ事不同也  
而已官々ハ人又ハ居ハズトムハ勿要田人甚く磨キ此者皆代本道  
加減ニ付ニ有テ當此ノ事ハ國ニナニシニ雖然不云狀應神祖之教  
延大政院ハハハハ行乞者ハ其如人之切迫人真く止く者多矣本經  
禁士社論本論之開闢ハ本論誠實也一本論又ハ主事ハ吾輩相見

第九章 許可申請及報告ニ關スル規定  
附則

第一章 定義

第一條 本令ニ於テ滿洲トハ滿洲國及關東州ヲ、外國トハ日本、  
歐及滿洲以外ノ國ヲ謂ヒ外國通貨トハ日本國通貨以外ノ外國通

貨ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ外國爲資トハ滿洲ヨリ滿洲外ニ仕向ケ爾  
外ヨリ滿洲ニ仕向ケ又ハ滿洲外ヨリ滿洲外ニ仕向ケタル爲資  
手形、小切手、支拂指圖書、電信爲資又ハ郵政爲資ヲ謂フ但  
シ滿洲ト日本國トノ間ノ本邦通貨又ハ日本國通貨ヲ以テ表示  
スル爲資ヲ除ク

第三條 本令ニ於テ信用狀トハ尙爲替信用狀、逆爲替信用狀、  
旅行信用狀、旅行小切手、爲替買收指圖書、爲替買取擔屬狀、  
貨物證券引換票指圖書ノ他此等ニ準スルモノヲ謂フ  
第四條 本令ニ於テ證券トハ滿洲、日本國又ハ外國ノ公債、貼  
價、債券、此等ノモノノ利札、株式、第一回株式引込證券、

出資證券、預金證券、預銀通帳真ノ他財産ノフ證スル證券又ハ帳簿ヲ謂フ

登録シタル公債、社債、債券、株式又ハ出資證券ハ之ヲ證券ト看做ス

第五條 本令ニ於テ外貨證券トハ稱謂、日本國又ハ外國ノ公債、社債、債券、此等ノモノノ利札、株式、第一回株式拂込證書又ハ出資證券ニシテ外國通貨ヲ以テ表示スルモノヲ謂フ

登録シタル公債、社債、債券、株式又ハ出資證券ニシテ外國通貨ヲ以テ表示スルモノハ之ヲ外貨證券ト看做ス

第六條 本令ニ於テ外貨債權トハ外國通貨ヲ以テ表示スル債權ニシテ外國爲替又ハ外貨證券以外ノモノヲ謂フ

第七條 本令ニ於テ貨物トハ本邦通貨、日本國通貨、外國通貨、  
馬鹿手形、小切手、支那通商會、郵政局等、英法美、能/古

證スル證書及帳簿以外ノ物ヲ謂フ

第八條 本令ニ於テ財産トハ動産、不動産、債權其ノ他ノ財產權、營業又ハ之ニ對スル出資ヲ謂フ

第九條 本令ニ於テ外國居住者トハ外國ニ住所若ヘ居所ヲ有スル人、外國ニ本店若ヘ主タル事務所ヲ有スル法人又ヘ法人ノ外國ニ在ル支店其ノ他ノ營業所ヲ謂フ

第十條 本令ニ於テ本邦居住者トハ本邦内ニ住所若ヘ居所ヲ有スル人、本邦内ニ本店又ヘ主タル事務所ヲ有スル法人又ヘ法人ノ本邦内ニ在ル支店其ノ他ノ營業所ヲ謂フ

## 第二章 外國爲替、信用狀、送

金、銀等ニ關スル規定

第十一條 商取引上ヲ必要莫ア他ノ言需ニ基クコトナク本邦通貨若ハ日本國通貨ノ爲替相場ノ變動又ハ差異ニ因リ利益ヲ得

ルコト以目的トシテ外國通貨、外國爲替又ヘ外貨置標ノ賣買  
ヲ爲スコトフ得ス

第十二條 積濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ左ニ掲クル取  
引又ヘ行焉ヲ爲スコトヲ有ス

一 本邦内ニ於ケル外國爲替ノ買入

二 本邦内ニ於ケル外國通貨ニ依ル支拂

三 外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ本邦内ニ於テ爲ス支拂  
四 外國居住者ノ爲スル本邦内ニ於テ爲ス支拂ニシテ前號  
前項第一號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ買入レタル外國爲替フ以  
テ對項第三號若ハ第三號ノ文拂ヲ爲斯場合又ヘ第36條第  
一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ貰付金・假拂金若ハ立替金ヲ爲  
ス爲前項第三號若ハ第三號ノ文拂ヲ爲斯場合ニハ該支拂ニ付

一 本ニ掲クル取引又ヘ行焉ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル  
者ハ公令附屬甲請書式第一號乃至第4號ニ依ル許可甲請書ヲ  
總理大臣ニ提出スヘシ  
一 本ニ掲クル取引又ヘ行焉ヲ爲シタル者外國爲替銀行以外  
ノ者ヲ相手万ドル以上ハ本令附屬報告書式第一號又ヘ第2  
號ニ依リ總理大臣ニ報告スヘシ  
一 本ニ掲クル場合ハ前條ノ規定ニ拘ラズ外國爲替ノ買  
入又ヘ外國爲替銀行ニ納スル文拂ヲ爲スニ付總理大臣ノ許  
可ヲ受クルコトヲ要セス  
一 本内ニ於テ總理シタル信用狀ニ基キ振出サレタル爲替  
ノ文拂ヲナシ又ヘ支拂ノ爲替替ノ買入ルトキ  
二 官署ノ爲ストキ  
第十四條 總理大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレヘ外國爲替銀行又  
ハ郵政局所ヲ相手万トン外國ニ於テ爲シタル委託ニ基ク本邦

内ニ於テ爲ス文部ノ受領又ハ外國居住者ノ爲ニスル本邦内ニ  
於テ爲ス文部ノ受領ヲ爲スコトヲ待ス  
前項ノ文部ノ受領ヲ爲スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附  
屬甲請書式第五號ニ依ル許可甲請書ヲ經由大臣ニ提出スヘ  
シ  
第十五條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テ  
ハ外國輸入ノ貨物ヲ爲スコトヲ待ス但シ本邦ヨリ輸出ヤラル  
ル貨物ノ代金ヲ取得スル爲ス場合ヘ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ書類ヲ爲スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲請  
書式第一號ニ依ル許可甲請書ヲ經由大臣ニ提出スヘシ  
第十六條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テ  
ハ外國ニ仕向ケタル信用狀ヲ爲ス又ハ取扱スルコトヲ待ス  
前項ノ書類ヲ爲スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲請  
書式第六號又ハ第七號ニ依ル許可甲請書ヲ經由大臣ニ提出ス

ヘシ  
信用狀ヲ爲行シタル者ハ本令附屬甲請書式第ニ號ニ依リ經由  
部大臣ニ報告スヘシ  
第十七條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テ  
ハ外國通貿ノ貢入ヲ爲スコトヲ待ス但シ中華民國人タル勞働  
者一其ノ身分ヲ證明スル證明書ニ記載ノ本人ニ限ル一カ本邦  
領事行參ヲ外國爲營業ヨリ貢入ルルトキハ此ノ限ニアラス  
前項ノ貢入ヲ爲スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲請  
書式第八號ニ依ル許可甲請書ヲ經由大臣ニ提出スヘシ

第十八條 機濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ本邦内ニ於テ  
ハ外國通貨ノ輸却ヲ爲スコトヲ得ス但シ此二十條ノ規定ニ依  
リ其ノ輸入ニ付許可ヲ受ケタルモノヲ外國爲資銀行ニ輸却ス  
ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ當却ノ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請  
書式第八號ニ依ル許可申請書ヲ機濟部大臣ニ提出スヘシ  
第十九條 機濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ本邦通貨、自  
公國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ニ送付又ハ携帶輸出スルコトヲ  
得ス  
但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 第十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ買入レタル外國通貨ヲ  
送付又ハ携帶スルトキ

二 中華民國八タル勞動者カ本邦内ニ於ケル其ノ就勞所等ヲ  
以テ買入レタル外國通貨ヲ携帶スルトキ

三 官署ノ爲ストキ  
前項ノ日本國通貨又ハ外國通貨ニハ金銀貨幣又ハ外國金銀貨  
ヲ含マス

四 一項ノ右爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第九號ニ依リ許可申請書ヲ機濟部大臣ニ提出スヘシ  
本邦通貨、日本國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ニ送付又ハ携帶  
輸出シタル者ハ本令附屬報告書式第四號又ハ第五號ニ依リ經  
濟部大臣ニ報告スヘシ但シ第一項ニ該二號ノ場合ハ此ノ限ニ在  
ラス  
五 第二十條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ本邦通貨、  
本國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ヨリ本邦ニ送付又ハ携帶輸入ス  
ルコトヲ得ス但シ官署ノ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲詔  
書式第十號ニ依ル許可甲詔書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
本邦通貨、日本國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ヨリ送付又  
ハ携帶輸入シタル者ハ本令附屬報告書式第六號ニ依リ經濟部大  
臣ニ報告スヘシ

第二十一條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦ト外國  
トノ間ニ於テハ左ニ掲タル行爲ヲスコトヲ得ス  
一本邦通貨及日本國通貨ノ内咎面額百億以上ノモノノ輸

出業ナシ

二 本邦通貨及日本國通貨ノ内籌貨ノ輸出

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲詔  
書式第九號又ハ第十號ニ依ル許可甲詔書ヲ經濟部大臣ニ提出  
スヘシ

第二十二條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於  
チハ外國居住者トノ間ニ付スル又ハ五財團定義ノ他ノ相殺發用

一 貸記又ハ借記ノ原因トナルヘキ行爲ニ付許可ノ規定ニ依  
リ許可ヲ受ケタルトキ

二 中華氏族居住者トノ間ニ有スル契約ヘノ貸記又ハ借記ニ  
シテ一ヵ月過期シ責記頃又ハ借記終了後相繼以下ナルトキ

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲詔  
書式第十號ニ依ル許可甲詔書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
本邦内ニ於テ外國居住者ト交互通算定期ノ他ノ相殺發用ヲ  
有スル者ハ其ノ内債ヲ本令附屬報告書式第七號ニ依リ經濟部  
大臣ニ報告スヘシ

二十三條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於  
テハ外國ヘノ送致ニ付フル日時ノ以テ外國ニ於テ爲ス文書ノ  
安託一外人爲替ニ送ルモノヲ除ク一ヲスコトヲ得ス  
前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲詔  
書式第十號ニ依ル許可甲詔書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第一段ノ行爲ヲ爲シタル者ハ本令附屬紙式第十四號ニ依リ  
第二段大臣ニ報告スヘシ  
第三段又ハ外國官貨ヲ含ム一、五ノ旨並、如ノ主タル材料トス  
ル又ハ他處同一種貨物又ハ外國銀貨ヲ含ム一ヲ提出スルコ  
トヲ告ス

第四段ノ行爲ヲ爲スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲話  
第五段式第十三號ニ依ル許可申請ノ件經由大臣ニ提出スヘシ  
第六段一ノ行爲ヲ爲シタル者ハ云々令附屬古醫式第八號ニ依リ  
第七段二十九條及第二十二條万至細二十一段ニ規定スル以外ノ方法  
ニ依リ外國へノ送金ヲ爲スコトヲ得ス

第八段式第十四號ニ依ル許可申請ノ件經濟部大臣ニ提出スヘシ  
第九段一ノ行爲ヲ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第十四號ニ依リ  
第十段經濟部大臣ニ報告スヘシ

第十一段式第十六號經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於  
第十二段テハ左ニ掲タルモノノ成立ノ依頼又ハ引受ヲ爲スコトヲ得ス  
第十三段一外國ニ於テ支拂ハルル手形、小切手、支拂指圖書、電信  
第十四段爲替又ハ郵政爲替  
第十五段二外國ニ於テ支拂ハルル銀行預金ノ元金若ハ利子又ハ無錢  
第十六段利金、保証式配算金又ハ出資配算金  
第十七段信託ノ元本若ハ利益

第十八段前項ノ行爲ヲ爲スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲話  
第十九段請書式第十五號ニ依ル許可申請ノ件經濟部大臣ニ提出スヘシ

第二十段

經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於

テハ外國店庄者ノ爲ニ左ニ掲タルモノノ取立ノ依頼又ヘ引受  
ヲ爲スコトヲ得ス

一 本邦内ニ於テ支拂ハルル手形、小切手、文書指圖等、電  
信局發又ハ郵政局發

二 本邦内ニ於テ支拂ハルル公債、社債若ハ償還ノ債還若  
ハ利子、株式記賃無義ハ田貢開港金

三 本邦内ニ於テ支拂ハルル銀行預金ノ元金若ハ利子又ハ年  
利信託ノ元本若ヘ利益

前項ノ行爲ヲ爲スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲譜

醫式第十六號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

### 第三章 證券ニ關スル規定

第二十條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國ニ在ル

販賣第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者、出シタる外貨證券

ヲ賣却スル場合ハ此ノ件ニ右ラス

前項ノ規定ハ外國人ニ之ヲ通用セス

第一項ノ右ニ右スニ何許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬甲

請書式第十七號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第二十九條 外貨證券ヲ收受又ハ處分シタル者ハ本令附屬報告

書式第十九號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

三十條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ證券ノ外國

ニ輸出シ又ハ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一本邦内ニ於テ支拂ハルヘキ證券ノ支拂ヲ受クル爲支拂期  
日前三月内又ハ支拂期日以後ニ輸入スルトキ

二 係主、收締役、公債所有者、販賣者又ハ出資者力内外  
ノ法令ノ規定ニ基キ義務トシテ提出スヘキ様式、公債

社債又ハ出資證券ノ當該社社若ハ出資先、官公署又ヘ其ノ財務代理人ニ送付スル時輸出又ハ輸入スルトキ

ヒヨク該會社若ヘ山資先、官公署又ハ貢ノ財務代理人株式、公債、社債又ハ出資證券ノ提出

出又ハ輸入スルトキ

四 賦役國庫債券ヲ輸出又ハ輸入スルトキ

陸奥ノ行爲ヲ爲スニ有許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申書式第十八號ニ依ル許可甲詔書ヲ總督或大臣ニ提出スヘシ  
證券ヲ輸出又ハ輸入シタル者ハハ令は周報告等式第十號又  
ハ第十一號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スベシ  
住所ヲ本邦内ヨリ外國ニ又ハ外國ヨリ本邦内ニ變更スル爲登  
録變更ヲ受クル場合ヘ證券ヲ益出又ハ輸入スルモノト看做ス

一 證券代金ノ支拂又ハ受領ニ有ス守ノ他ノ規定ニ依ル許可

ヲ受ケタルトキ

二 三 四十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ

前項ノ右爲ラ爲スニ有許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申書式第十九號ニ依ル許可甲詔書ヲ總督或大臣ニ提出スヘシ  
本邦内ニ於テ外國居住者ノ爲ニ又ハ外國居住者ヲ相手万トシ  
リ總督或大臣ニ報告スベシ  
左ニ掲タル取扱又ハ處分シタル者ハハ令附屬申書式第九號ニ依  
リ總督或大臣ニ報告スベシ  
者ノ爲ニ又ハ外國居住者ヲ相手万トスル時輸出ノ取扱又ハ處分

ト着候ス

一 本邦内ニ在ル通総エ官外國居住者名義ニ登録ヲ請求スルトキ

二 本邦内ニ在外スル者ノ名義ノ登録ニ付外國居住者外國ニ在ル者ニ就く事無變更ノ請求ヲナストキ

三 外國ニ在ル登録ニ付ス登録請求ニ付リ本邦内ニ居住スル者外國登録各議入トナルトキ

四 外國居住者名義ノ登録ニ付外國ニ在ル者外國ニ在ル者外國ニ在ル者名義各議入トナルトキ

五 二十條 買組ノ全體者ハ一前ニ在ル邦ヨリ外國ニ在向ケタル爲替ヲ取組マシンテ領券ヲ外國ニ輸出シタル者又ハ領券ノ全體若ハ一前ニ在ル邦ヨリ外國ニ在向ケタル爲替ヲ取組ミ認全體若ハ一前ニ在ル邦ヨリ外國ニ在向ケタル爲替ノ債遠若ハ貿易券ヲ外國ニ輸出シタル認可ノ取組ミタル爲替ノ債遠若ハ貿易券ヲ外國ヨリ受取スヘキ者ハ

該證券ノ仕向地ニ到着後又ハ領券ノ償還若ハ貿易後三月以内ニ仕向地ヨリ領券ヲ現出シ又ハ本邦ニ仕向ケタル認可證券ニ依リ之ヲ本邦ニ回収スヘシ但シ通商大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

顧問但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請式第二丁疏ニ依ル許可甲請書ヲ通商大臣ニ提出スヘシ第一項ニ滿クル者ハ該通商大臣代筆人同様狀況等ニ付する令附屬報告書式の十二號ニ依リ通商大臣ニ職督スヘシ

## 第四章

外貨債権債務、對外債權債務、信用供與に関する規定

第三十三條　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於

テハ外貨債権ヲ譲受タルフトヲ得ス

前項ノ行爲タヌスニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十一號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

外貨債権ヲ譲受タル者ハ本令附屬報告書式第十三號ニ依リ臺北郡大臣ニ報告スヘシ

第三十四條　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於

テハ何人ノ計算ヲ以テヘルヲ問ハス外國通貨ヲ以テ表示スル

債権又ハ債務ヲ取扱スヘキ預金又ハ消費貸借ノ契約ヲ爲スコ

トヲ得ス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十二號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第三十五條　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ在

ル財産ヲ擔保トシテ外國居住者ヨリノ借入金ヲ爲スコトヲ得フ  
又但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ

二、借入金ノ償入及返済力本邦内ニ於テ本邦通貨若ハ日本ノ  
通貨ヲ以テ還サルルトキ

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬口  
書式第二十三號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘン  
第三十六條　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於  
テハ外國居住者ニ對シ又ハ外國居住者ノ爲ニ貸付金・假拂金  
又ハ立替金ヲ爲スコトヲ得ス但シ第三十四條ノ規定ニ依リ許  
可ヲ受ケタル消滅賞借ノ契約ニ基キ貸付金ヲ爲ストキバ  
此ノ限ニ在ラス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請  
書式第二十四號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

### 第三十、七條　左ニ掲タル取引又ハ行爲ヲ爲シタヤ者小本令附屬

報告書式第十四號乃至第二十二號ニ依リ經濟部大臣ニ報告ス  
ヘシ

一、本邦通貨又ハ日本國通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對  
スル債權ノ讓受

二、外國通貨ヲ以テ表示スル預ケ金又ハ本邦通貨若ハ日本國  
通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヘノ預ケ金ノ預入又ハ引出

三、外國通貨ヲ以テ表示スル貸付金又ハ本邦通貨若ハ日本國  
通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヘノ貸付金ノ貸付又ハ回取

四、外國通貨ヲ以テ表示スル預リ金又ハ本邦通貨若ハ日本國  
通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヨリノ預リ金ノ受入又ハ即  
戻

五、外國通貨ヲ以テ表示スル借入金又ハ本邦通貨若ハ日本國  
貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヨリノ借入金ノ借入又ハ返済

第三十八條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テハ外國通貨ヲ以テ表示スル債權又ハ債務ヲ取得スヘキ信託又ハ保全（再保險及海上保險ヲ除ク）ノ契約ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十二號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第一項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第二十三號又ハ第二十四號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第三十九條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國通貨ヲ以テ表示スル地方債、社債、株式若ハ出資證券ヲ發行シ又ハ外國ニ於テ本邦通貨ヲ以テ表示スル地方債、社債、株式若ハ出資證券ヲ發行スルコトヲ得ス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十五號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ外國通貨ヲ以テ表示スル地方債若ハ社債又ハ外國ニ於テ本邦

通貨ヲ以テ表示スル地方債若ハ社債ヲ發行又ハ債還シタル者ハ本令附屬報告書式第二十五號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ  
第四十條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國居住者ノ債務ニ付擔保ヲ供シ又ハ保證ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 第二十八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外國ニ在ル外貨證券ヲ擔保ニ供スルトキ

二 本邦内ニ在ル法人ノ本店又ハ主タル事務所カ外國ニ在ル支店又ハ出張所ノ債務ニ付擔保ヲ供シ又ハ保證ヲ爲ス場合

三 本邦内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ外國ニ在ル支店又ハ出張所カ其ノ外國ニ有スル財產（本邦ニ在ル店舗ニ對スル債權ヲ除ク）ヲ擔保トシ又ハ該財產ノ限度内ニ

於テ保證ヲ爲ストキ

前項ノ規定ハ外國人力外國ニ在ル財産ヲ擔保ニ供スル場合ニ  
ハ之ヲ適用セス

第一項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申  
請書式第二十六號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘ  
シ

### 第五章 在外財産ニ關スル規定

第四十一條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國ニ在ル  
不動產・鑛業權・漁業權・森林伐採權・工業所有權・事業若  
ハ之ニ對スル出資又ハ本邦及日本國以外ノ國ノ國籍ヲ有スル  
船舶・外國ニ在ル本邦及日本國ノ國籍ヲ有セアル船舶ヲ含ム)  
ヲ取得スルコトヲ得ス但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 一年ヲ過シ價額五圓相當額以下ノ外國上在ル財產ヲ取  
得スルトキ

二 財產ヲ取得スルニ必要ナル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付本令  
ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ

三 鑛業權・漁業權又ハ工業所有權ノ設定ヲ受クルトキ

四 枯續又ハ遺贈ニ因リ取得スルトキ

五 官署ノ取得スルトキ

前項ノ規定ヘ外國人力外國ニ在ル財產ヲ以テ補  
償ニ得タル財產ヲ取得スル場合ニハ之ヲ適用セス

第一項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申  
請書式第二十七號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘ  
シ

第四十二條 外國ニ於テ事業ヲ營ム者ハ之ノ事業ニ關シ各事業  
年慶又ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ

於ケル通商外ニ於テ生シタル收入至出及通商トノ間ノ送金其ノ他資金移動ノ状況並ニ各期末ニ於テ通商外ニ有スル者西貢資本ノ内訳ニ付經濟部大臣ニ報告スヘシ前項ノ規定ニ依リ提出スヘキ報告書ハ正猶トシ各期末ヨリ一月以内ニ之ヲ發送スヘシ

第四十三條 外國ニ財産ヘ外質證券、預ケ金及貸付金ヲ除クテヲ有スル者ハ其ノ財産ニ關シ毎年一月ヨリ十二月末迄ノ各期開ニ於ケル増減ノ内訳及其ノ期末ニ於ケル現在高ニ付本令附屬報告書式第二十六號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ規定ハ官署又ハ外國ニ於テ事務ヲ營ム者ニ之ヲ適用セス

第四十四條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ通商、日本國及中華民國以外ノ國（以下第三國ト稱ス）ヨリ日本國又ハ中華民國ニ貨物又ハ資金ヲ輸入又ハ移ス為第三國ニ在ル財產

ヲ處分スルコトヲ得ス但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
一 本令ノ規定ニ依リ第三國ヨリ日本國又ハ中華民國ニ貨物ヲ輸入スル爲許可ヲ受ケ本邦ヨリ送金シタル資金ヲ處分スルトキ

二 日本国又ハ中華民國ヨリ輸出シタル貨物ノ代金其ノ他日本國又ハ中華民國ト第三國トノ間ノ取引ニ因リ生シタル財産ヲ處分スルトキ  
前項ノ處分ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十八號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ同項ノ處分ヲ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第二十七號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ  
第四十五條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ左ニ掲タル取引又ハ行為ヲ爲スヲ得ス  
一 本邦居住者ニ對スル外國ニ在ル資金ノ貸付

二 外國ニ在ル資金ヲ以テ爲ス本邦内ニ在ル財産ノ賣却代金ノ受領  
三 外國ニ在ル資金ヲ以テ爲ス本邦内ニ在ル財產ノ買入代金  
四 支拂  
四 本邦内ニ在ル資金ヲ以テ其ノ代金ヲ支拂フ外國ニ在ル財產ノ賣却  
五 本邦内ニ在ル資金ヲ以テ其ノ代金ヲ支拂フ外國ニ在ル財產ノ買入  
六 外國ニ在ル財產ト本邦内ニ在ル財產トノ交換  
前項ノ規定ハ左ニ掲タル場合ニハ之ヲ適用セス  
一 外國爲替銀行カ繁栄トシテ爲ストキ  
二 前號ニ掲タル取引又ハ行爲ノ相手万トシテ爲ストキ  
三 本令ノ他ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外國ニ在ル財產ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

四 本令ノ規定ニ依リ取引又ハ行爲ノ相手万カ許可ヲ受ケ外國ニ在ル財產ヲ取得又ハ處分スルトキ  
五 官署ノ爲ストキ  
第一項ノ取引又ハ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第ニ十九號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
第四十六條 左ニ掲タル場合ハ一月以内ニ經濟部大臣ノ指定スル銀行ニ融資金ヲ預入ヲ爲スヘシ但シ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合又ハ經濟部大臣別段ノ定メヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
一 外國ニ於テ外貨證券ヲ賣却シ若ハ之カ支拂ヲ受ケ又ハ外貨證券ノ利益若ハ配當金ノ支拂ヲ受ケ若ハ之ヲ受取ル權利ヲ譲渡シタルトキ但シ外貨證券又ハ其ノ利益若ハ配當金ニ付外國ニ於テ要シタル費用トシテ支拂ヒタルモノヲ除ク

二 外國ニ在ル不動産、漁業權、森林伐採權、工場所有權、船舶、事業又ハ之ニ對スル出資、株式ヲ除ク一ワ賣却又ハ譲渡シタルトキ但シ賣却又ハ譲渡代り金ヨリ該賣却又ハ譲渡ニ付外國ニ於テ受シタル費用ヲシテ玄佛ヒタルモノヲ除ク

三 本令ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケ又ハ許可ヲ委セスシテ外國ニ送付シタル資金ニシテ其ノ目的ニ使用セサルニ至リタルトキ

四 外國ニ於ケル事務ニ因リ生シタル利益金カ確定シタルト前項ノ規定ニ依リ經濟部大臣銀行ノ指定ヲ爲シ又ハ別段ノ定メヲ爲シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ告示ス其ノ廢止又ハ變更ヲ爲シタル場合亦同シ

經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ第一項ノ規定ニ依リ預

入シタル資金ヲ引当シ又ハ借用スルコトヲ得ス

第一項ノ規定ニ依リ預入ヲ爲シタル者ハ該資金ニ付本令附屬報告書式第二十八號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬報告書式第三十號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ第三項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬報告書式第三十一號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第六章 貨物ノ輸出又ハ輸入ニ關スル規定

第四十七條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ價額ノ全部又ハ一部ニ付漏泄ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組マスシテ貨物ヲ外國ニ輸出スルヲトヲ得ヌ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 見本トシテ輸出スルトキ  
 二 懲罰又ハ救恤ノ爲ノ寄贈品ヲ輸出スルトキ  
 三 一月ヲ越シ價額百圓相當額以下ノ物ヲ輸出スルトキ  
 四 手荷物、引越荷物又ハ船車用品、漁業用品ヲ含ム以下  
 五 言署ノ輸出スルトキ  
 外國ヨリ仕向ケラレタル信函狀ニ經牛浦港内ノ銀行ニ宛テタル  
 船積書類等ヲ提供シ代々バ受領シタルトキハ浦港ヨリ外國ニ  
 仕向ケタル爲替ヲ取組ミタルモノト看做ス  
 第一項ノ行爲ヲ基ニ付許可ヲ完ケントスル者ハ本令附屬甲  
 請書式第三十二號ニ依ル許可申請替ヲ、經濟部大臣ニ提出スヘ  
 シ

第四十八條 議額ノ全部ニ付滿洲ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ  
 取組マヌケテ貨物ヲ外國ニ輸出スル者ハ本令附屬報告書式第  
 二十九號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ左ニ掲タル物ニ  
 付テハ此ノ限ニ在ラス  
 一 慶問又ハ救恤ノ爲ノ寄贈品  
 二 手荷物、引越荷物又ハ船車用品  
 三 言署ノ輸出スル物  
 四 言署ノ輸出スル物  
 第四十九條 價額ノ全部又ハ一部ニ付滿洲ヨリ外國ニ仕向ケタ  
 ル爲替ヲ取組ミ實物ヲ外國ニ輸出スル者ハ其ノ爲替取組ニ關  
 シ本令附屬報告書式第三十號又ハ第三十一號ニ依リ經濟部  
 大臣ニ報告スヘシ但シ前該各號ニ掲タル物ニ付テハ此ノ限ニ  
 在ラス  
 前項ノ報告ヲ漏セタル者其ノ後爲替取組金額ヲ變更セサリシ

トキハ本令附屬報告書式第三十號又ハ第三十一號ニ依リ焉  
替取組先銀行ノ註明ヲ付シ然レバ部大臣ニ報告スヘク  
第五十條 前條第一項ノ不告ヲ爲シタル者其ノ後爲替ヲ取組マ  
ス又ハ爲替取組金額ヲ以貢シタルトキハ本令附屬報告書式第三  
三十號乃至第三十二號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ  
爲替取組金額ヲ未長シタル場合ニ在リテハ爲替取組先銀行ノ  
證明ヲ附スルヲ得ス

價額ノ全部又ハ一部ニ付外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組ミ貨物  
ヲ外國ニ輸出シタル者其ノ取扱ミタル爲替ノ全部又ハ一部ニ  
付償還又ハ買戻シタルトキハ平令附屬報告書式第二十九  
號又ハ第三十一號ニ付リ經濟部大臣ニ報告スヘタ

第五十一條 製造ノ工場ハ一部ニ付瀬洲ヨリ外國ニ仕向ケタ  
ル時ヨリ取組マスクア貿易ヲ外國ニ輸出シタル者又ハ價額ノ全部若  
ハ一部ニ付瀬洲ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組ミ貨物ヲ外

國ニ輸出シタル後其ノ取組ミタル爲替ノ價還若ハ買戻ヲ爲シ  
タル者其ノ他該貨物ノ代金ハ増量金・値増金其ノ他之ニ準ス  
ルモノヲ含ム一ヲ外國ヨリ受領スヘキ者ハ該貨物ノ仕向地ニ  
到着後又ハ爲替ノ償還若ハ買戻後三月以内ニ仕向地ヨリ銀行  
ヲ經由シ又ハ浦尾ニ仕向ケタル郵政局替ニ依リ之ヲ瀬洲ニ回  
收スヘシ但シ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在  
ラス

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請  
書式第三十三號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
第一項ニ掲タル者ハ輸出貨物代金ノ回収状況等ニ付本令附屬  
報告書式第三十二號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ  
第五十二條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非少ハ價額ノ全部  
又ハ一部ニ付外國ヨリ浦尾ニ仕向ケタル爲替ヲ取組マサル貨  
物ヲ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス程シ左ニ掲タル場合ハ比

ノ限ニ在ラス

一 妥本若ハ寄贈品トシテ又ハ博覽會ニ出品スル爲輸入スルトキ

二 満洲ヨリ出漁セル船舶カ出漁ニ際シ携帶シタル用品又ハ漁物ヲ該船舶ニ依リ輸入スルトキ

三 手荷物又ハ引越荷物ヲ輸入スルトキ

四 修繕ノ爲輸入スルトキ又ハ滿洲ヨリ輸出シタル貨物ニシテ返送ヤラレタルモノヲ輸入スルトキ

五 本令又ハ瀋東州外國爲替管理規則ノ規定ニ依リ代金ノ決済ノ爲必要ナル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケタル貨物ヲ輸入スルトキ

六 瀋東州外國爲替管理規則ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ爲替ヲ取組マサル貨物ヲ輸入スルトキ

七 官署ノ輸入スルトキ

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケンドスル者ハ本令附屬申請書式第三十四號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ第五十三條 滿洲ヘノ輸入貨物代金ノ決済ノ爲必要ナル本邦内ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ該貨物ノ輸入前ニ之ヲ受クヘシ但シ前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

## 第七章 外國爲替銀行ニ關スル規定

第五十四條 既存又ハ新設ノ店舗ニ於テ外國爲替業務ヲ營マン  
トスル銀行一銀行ニ準スル者ヲ含ム以下同シ一ハ經濟部大臣

ノ許可ヲ受クヘシ

康徳二年財政部令第五十七號爲替管理法ニ基ク命令ノ件第十一  
六條ノ規定ニ依リ外國爲替業務ヲ營ム旨ノ届出ヲ爲シ若ヘ許  
可ヲ受ケタル銀行又ハ該年四年經濟部令第二十三號爲替管理  
法ニ基ク命令ノ件第十九條ノ規定ニ依リ外國爲替業務ヲ營ム  
ニ何許可ヲ受ケタル銀行若ヘ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタ  
ル銀行ノ外國爲替銀行ト謂ヒ其ノ外國爲替業務ヲ營ム店舗ハ  
經濟部大臣之ヲ告示ス

外國爲替銀行其ノ全部若ハ一部ノ店舗ニ於ケル外國爲替業務  
ヲ廢止セントスルトキ又ハ其ノ外國爲替業務ヲ營ム店舗ノ名  
稱若ヘ位置ヲ變更セントスルトキハ豫メ經濟部大臣ニ届出ツ

ヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ經濟部大臣之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第三十五號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第五十條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國爲替銀行ヘ外國ニ在ル資金ヲ以テ外貨證券ヲ有償ニテ取得スルコトヲ得ス但シ取得スヘキ外貨證券ヲ代金ヲ送付シ又ハ之力支拂ノ爲スニ付本令ソ他ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第三十六號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第五十六條 外國爲替銀行ヘ本令ノ龍ノ規定ニ拘ラス左ニ備クル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付經濟部大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ認セス

一 領客一銀行ヲ含ム以下同シノ依頼ニ應シ外國通貨又ハ外國爲替ノ買賣ヲ爲シ若ハ信用狀ノ發行ヲ爲スコト

二 前號ノ取引又ハ行爲ニ伴ヒ資金説明ノ爲必要ナル範囲ニ於テ外國爲替ノ買賣ヲ爲シ又ハ外國ニ送金ヲ爲スコト  
三 外國ヨリ本邦ニ仕向ケタル取立爲替ノ取立代リ金ヲ外國ニ送金スルコト  
四 本邦ニ仕向ケタル送金爲替ノ支拂ヲ爲スコト  
五 第二十六條第一項第一號乃至第三號ニ備クル畫面ノ取立經済大臣必要ノ認ムルトキヘ前項ノ取引又ハ行爲ニ付許可ヲ受ケルコトヘシ  
第六條 第二十二款第十七款、第二十一款、第二十二款、第二十三款、第二十四款、第二十五款、第二十六款ノ規定  
第七條 第四十九款、第四十二款及第四十六款ノ規定  
第八條 第五十九款、外國爲替銀行ハ該客ヲ相手万トン取引又ハ行爲ヲ許可ヲ受クルノ要ナキコトヲ確認スルニ非サレハ該取引又ハ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十九條 外國爲若銀行ハ外國進貨及外國爲替ノ賣買、取立爲替ノ取扱、若公認書ノ文牒、滿洲ト日本國トノ間ノ本邦通貨又ハ日本國通貨ノ以テ表示スル爲替ノ賣買等ニシテ本令附屬設置式第三十三號ニ依リ經濟部大臣ニ報告ハヘシ

第六十條 外國爲銀行ハ信用サノ銀行、西シ本令附屬設置式第三十四號ニ依リ經濟部大臣ニ報告ハシ第六十一條 不景氣緩和ニ於テ外國爲替トハ第二款ニ規定スルモトノ外外國爲替銀行ノ業務上外國爲替ニ準メルモノヲ含ム

#### 第八章 特別命令、日本ノ他ニ納スル規定

第六十二條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ人ヲ指定シテ左ニ掲タル財産ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外經濟中央銀行其ノ惟經濟部大臣ハ指定期限ニ内スル實業事項ヲ

一 金地金、銀地金、外國進貨又ハ外國爲替

二 外貨進奉、外貨輸出又ハ日本國進貨ノ以テ表示スル價額

三 本邦進貨ノ以テ表示スル外國居住者ニ納スル價額

四 外國ニ在ル財産ニシテ前三號ニ掲ケルモノ

第五十三條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ本令施行前に准入セラレタル外國連貫ニ付基ノ種類ノ損害シ及期間ヲ定メ經濟中央

銀行其ノ代理行又直ノ指定期限ニ内スル實業ヲ命スルコトアルヘン

第六十四條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ人ヲ指定シテ外國ヘ送金、外國ヨリノ送金ノ之領取ノ他外國トノ間に於ケル實業事務、決済又ハ兩ヶ外ヨリ滿洲外へ人資金ノ回滿洲ト酒

糸外トノ間ニ於ケル實業事務ノ決済ニ關シ其ノ方法、條件其

第六十五條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ本令規定ヲシテ必要

ナル所ニ臨シ業務既又ヘ帳簿等類其ノ他ノ物皆ヲ検査  
セシムルコトヲ得  
第 六十六條 経済部大臣ハ必要アルトキハ人ヲ専シテ必要ナ  
ル帳簿等類ノ履歴ヲレシムハ帳簿等類ノ元收方法ヲ指定スル  
コトヲ得  
第 六十七條 大臣ハ必要アルトキハ事項又ハ人ヲ指定シ  
テ本令ニ定ムル取引者ヘ行焉ノ間隔又ハ本令ノ規定ニ依ル  
令ノコトムル取引者ヘ行焉ノ尾数スルコトヲ得  
前項ノ規定フ爲シタル場合ニ於テ經濟部大臣より内アルトキハ  
之ヲ告示メシハ慶也又ハ同様フ爲シタル場合亦同シ  
第 八十八條 経済部大臣ハ必要アルトキハ本令ニ左ク權限又ハ  
監査ノ一部ヲ洗闇ニ付す中央銀行又ハ經濟部大臣ノ指定ス  
ル者ブシテ行ハシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ監査ノ補助中之銀行又ハ經濟部大臣ノ指

チヘル者ブシラクモタクナシニシテ行ハシムル  
場合ニ於テ經濟部大臣必要アルトキハ之ヲ告示スルノ處に  
ハ更ラク爲ス場合亦同シ  
第六十九條 本邦居住者ノ龍東州ニ於テ爲ス取引又ハ行焉ニシ  
テ本令ニ依リ許可ヲ蒙スヘキモニニ付龍東州外國爲替管理規  
則ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ノ當該取引又ハ行為ニ付テハ本  
令ノ規定ハ之ヲ適用セス

### 第九章 許可申請及報告ニ關スル規定

第七十条 本令ノ規定スル半額ニ減リ經濟部大臣ノ許可ヲ受ク  
ルコト又ハ經濟部大臣ニ報告スルコト業務上之ノ龍ノ事由ニ  
依リ著シタ文書アリト記スル場合ハ經濟部大臣ハ特別ノ手  
ソ定ムルコトアルヘシ  
第七十一条 法人ノ代表者、代理人、使用人等ノ職ノ從業者カ

外國ニ於テ爲ス取引又ハ行爲ニ有許可ヲ甲讀スルセ台ニハ人ノ本店、王タル擧衡所又ハ新京市在店舗ヨリ許可申讀書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
 經濟部大臣ニ提出スヘシ  
 入ノ代理人、使用人シテ從事者カ外國ニ於テ爲ス取引又ハ行爲ニ付可フ甲讀スル場合ニハ本人又ハ使用主ヨリ許可甲讀書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
 七十二條 外國理財、外債、外債権者又ハ外債権者ヲ有スル者、外國通貨ヲ以テ表示スレバ、其ノ作成官印ニ記入フ爲シ居ル者本邦ノ以テ表示スレバ、其ノ作成官印ニ記入フ爲シ居ル者本邦内ニ住所ヲ有スルニ至リタル者、日本國通貨内ニ住所ヲ有スルニ至リタル者三十日以内に該許可書三十一  
江戸ノ本店通算部大臣ニ讀書ヘシ  
 第七十三条 本店外國理財以外ノ事項ハアルトキハ其ノ事務又ハ人ヲ指定シ前項ノ規定ヘ外國理財以外ノ事項ハアルトキハ其ノ事務又ハ人ヲ指定シ

免除シ若ヘ報告ノ期日外長スルコトヲ  
 前項ノ規定ニ依リ事項又ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムルモノノ外報告ノ啟シ又ハ本令ニ定ムル報告ヲ免除シ若ヘ報告ノ期間ヲ延長シタル場合ニ於テ經濟部大臣必要アルトキハ之ヲ告示ス其ノ廢止又ハ變更ヲ爲シタル場合亦同シ  
 第七十四條 本令ノ規定ニ成ル報告書ハ本令附屬報告書式ニ依ルノ外其ノ準則ニ從ヒ之ヲ作成シ經濟部大臣ニ提出スヘシ  
 第七十五條 本令ノ規定ニ依リ外國ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付提出スヘシ  
 第七十六條 本令ニ依リ一定ノ期間内ニ報告書ヲ提出スヘキ義務ヲ負フ者變更其ノ龍已ムヲ得サル無故ニ因リ其ノ期間内ニ

提出スルコト能ハサルトキハ其ノ事故止ミタルトキ其ノ理由  
ヲ具シテ遲滞ナク提出スヘシ

附 則

第七十七條 本令ハ昭和二十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭  
徳十一年四月三十日以前ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付提出スヘ  
キ報告書ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七十八條 本令ノ規定ニ依リ各月分ニ付提出スヘキ報告書ヘ  
昭徳十一年五月分ヨリ、第四十三條第一項ノ規定ニ依リ提出  
スヘキ報告書ハ同年一月ヨリ十二月迄ノ期間ノ分ヨリ之ヲ提  
出スヘシ

第七十九條 昭徳四年經濟部令第二十三號、二十四號及第二十  
五號ノ規定ニ依ル其ノ處分ハ本令ノ規定ニ抵觸セサル限  
り仍其ノ効力ヲ有ス